

令和4年7月8日  
大阪広域水道企業団

最低制限価格算出基礎額等の算定における管体製作費の扱いについて(留意)

大阪広域水道企業団では、最低制限価格算出基礎額等の算定における管体製作費を、次のとおり取り扱っていますのでご注意ください。

- 工事費積算で、直接工事費とは別に管体製作費を計上している場合(一般管理費等の計上後に加えている場合)の最低制限価格算出基礎額等(※1)の算定にあたっては、直接工事費と同様の所定の率を乗じて、基礎額に加算しています。

上記の場合の最低制限価格算出基礎額等(※1)の算定方法

直接工事費	に	所定の率
管体製作費(※2)	に	直接工事費と同様の所定の率
共通仮設費	に	所定の率
現場管理費	に	所定の率
一般管理費	に	所定の率
をそれぞれ乗じた額の合計値		

※1 低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額も同じ。

※2 工場製作工も管体製作費と同様の扱い

問い合わせ先

大阪広域水道企業団経営管理部  
会計課契約グループ  
電話 06-6944-6047